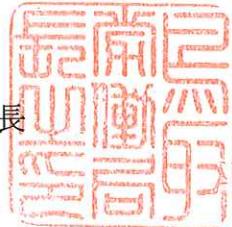




鳥労発基 0313 第 2 号  
令和 7 年 3 月 13 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



### 技能講習修了証の偽造に係る情報提供について

日頃より労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 61 条第 1 項では、「事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。」とされ、同条第 2 項では、「前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は当該業務を行ってはならない。」と規定されているところです。

このような中、下記のとおり、千葉労働局から技能講習修了証の偽造に係る発表がありました。

偽造された技能講習修了証は労働安全衛生法上無効となり、当該業務に就かせることはできません。

つきましては、当該事案について貴団体傘下の事業場に周知いただきますよう、お願ひいたします。

また、無効な修了証を認めた場合には、鳥取労働局又は最寄りの労働基準監督署の窓口にご相談くださいますよう、重ねてお願ひいたします。

記

#### ・千葉労働局報道発表資料

偽造「技能講習修了証」を使った就業は違法です！～ 無効な技能講習修了証の回収の呼び掛け～

<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-rooudoukyoku/content/contents/002137844.pdf>

